

藤沢市政策研究室 ニュースレター

Contents

2008. **10** Vol.35

- 今月の話題 平成米騒動再び～事故米騒動は単なる食品偽装に留まらない
- 研究室からの風
- 書籍紹介 牧野富夫・村上英吾編『格差と貧困がわかる 20 講』

■ 今月の話題 平成米騒動再び～事故米騒動は単なる食品偽装に留まらない

新米の季節になった。有楽町の交通会館という建物には全国各地のアンテナショップがあるのだが、先日訪れたところ、各店で新米が披露されていた。その香りは格別である。

しかし、農政の迷走ぶりを想うと、気持ちは暗澹たるものになる。減反政策が長引いて久しいが、転作どころか耕作放棄地の拡大は留まるところをしらない。実際、米の自給率は 100%といわれているが、一旦不作が起これば、1993 年の「平成米騒動」のように輸入に頼らざるを得ないほどの綱渡りの状態である。

近年にわかにクローズアップされている食の問題。一つはここ数年発生している産地偽装や汚染の問題、さらに中国産農産物の残留農薬や薬品による偽装等の問題であり、もう一つは先日起こった非食用事故米穀の不正規流通問題（いわゆる「事故米不正転用」事件）であつたりする。前者については、既に 6 月に山本謙治氏の著書をご紹介した際に充分問題点を指摘したと思われるので、今回は後者について考えてみたい。

そもそもなぜ「減反」までして供給調整をしているはずの米を輸入しているのか。これはウルグアイ・ラウンド（1986-1995）での合意によって年間約 77 万トンもの米の輸入が義務づけられている（ミニマム・アクセス）のだ。しかしこれらの輸入米のうち 2000 トンほどが、残留農薬濃度の高さや保管上の不具合によるカビなどの発生で「非食用」として処分の対象となる（なお酒造会社に流れたことで騒ぎになった事故米であるが、巧妙な手口で偽装されており、精白・破碎して麴米として納入されていたとのことである。しかも値段は国産米価格で販売という、極めてたちの悪い犯罪を酒蔵も受けたのである）。

それでもなお考えさせられるのは、自分たち都市住民の「米に対する意識」の問題である。たとえば「魚沼産コシヒカリ」とすれば高値で売れるが、それ以外の米はどれだけ丹精に育ててもどうしても市場価値が弱い。事故米問題の一方で、盲目的なブランドへの信仰が根強い。さらにこれには JAS 法の欠陥もある。例えば昨年、市内のある農家が育てた「ミルクークイーン」という品種で賞を受賞したが、この品種は神奈川県奨励品種ではないために、市場に出す場合、規程によって「複数原料米」と表記することになる。奨励品種以外は品種の断定ができないとされ、単一品種であってもすべてこの表記にしなければならない、ということなのである。ブランド志向と安値志向の混在する狂騒の中で、食のあり方が揺れている構造は、実は 6 月に述べたことと何ら変わりがない。国内の農家は米価の安値と減反に苦しみ、外に目を向けると、ミニマム・アクセスの一方で、輸入米に対する 780%の関税障壁。一体何を護るべきで、何が変わらなければならないのか。重い課題である。農家は必死になって米を育ててきている誇りがある。しかしそれは海外の農家だって変わらない筈である。それが何故ゆがむのか。経済と政治とに翻弄される現状は何故なのか。

今回「事故米」は焼却処分となった。今後は送り返すという。せめて燃料用バイオエタノールにでもすべきだったのではないかと燃えさかるとごみ焼却炉に投入される米のニュース映像をみながら（自分が援農している農家や、映像でみたタイやヴェトナムの美しい水田の風景を思い起こし）哀しく感じた次第である。

農や食の本質はどこにあるのか、そこを国民一人一人が見据えない限り、永遠にこの問題は解決しない。

（政策研究室 稲田 俊）

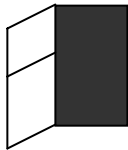
不健全なマーケット拡大と野放図な行政

今号でこの問題に触れた文章がないのもマズイだろう。もちろんアメリカのサブプライムローン問題であり、その悪影響である世界的な株式暴落→急激な円高→株と為替の乱高下・・・である。この最後の矢印の先がどこまで行くのか、いわゆる実体経済の停滞、国内消費の減少や新卒採用の削減にまで突き進むのかは、事態の変転が早いだけに予測しにくい。メディア報道や評論家の言は常にやや先走りにすぎがちだが、いずれにせよ問題の続報は改めてお伝えすることにしたい。

今回述べておきたいのは、むしろ問題の本質と責任の方である。今や悪影響の方にばかり注目が集まっているが、最も大事な点を忘れてはならない。問題の本質は単純であり、あまりにリスクに過ぎる金融ビジネスを、あたかも健全なマーケットの拡大であるかのように喧伝しつつ実行したことであり、「市場の失敗」を矯正すべき金融当局もそれを許してしまったことである。

「サブプライム」とは、信用度が著しく低い人々への住宅ローンであり、本来はリスクが高すぎて実施すべきでない融資を、融資の債権を証券化して販売することで実行可能にしたローンである。もちろん、どこまでが健全でどこからが不健全か言うのはたやすいことではないが、その崩壊の悪影響がこれほど巨大であることをみれば、本来は取るべきでないリスクによってマーケットを不健全に拡大したこと、そのリスクを全世界に拡散しつつアメリカ金融業界が大もうけをしたことは疑いようがないのである。

(政策研究室 青木 宗明)



研究室からの風

食卓の危機！

食料自給率40%（他先進国：フランス130%、アメリカ120%、ドイツ91%、イギリス71%、韓国50%）、食料依存率60%（農産物の依存国・輸入国：アメリカ38%、中国・オーストラリア8%、タイ・台湾5%）と異常な食糧事情となっている日本の状況下において、自国で生産できるものはできる限り自国でつくるという食糧自給の考えは国民として共有していることと思われるが、最近では一部のメディアでは食料自給率向上を目標とすべきではないとの主張や輸入によって国民の食料を確保する方が現実的だとする指摘も見られている。

しかしながら、現在日本においては、前述のように中国等に頼らざるを得ない状況ではあるが、冷凍餃子に始まり最近では冷凍インゲンの農薬混入、また追い打ちをかけるように、外食産業「サイゼリヤ」でピザ原料の一部にメラミンが混入し、県内含め542店舗で使用されていたことが明らかとなり、日本の食卓が危機に面している。

このような状況下で、諸外国のような農業政策により自給率の引き上げを実現すべきなのか、また世界的にも食糧不足の中での自国優先の輸入による国民の食料確保を図るのか、政府の早急な食料施策対応は当然のことながら、国民一人一人が常日頃から食糧危機の状況にあることを十分に認識するとともに、個々人が日常的に何をすべきなのかを模索し、積極的な取り組みを進めていくことが大切なのではないだろうか。

(政策研究室 福岡 浩一)

こどもの居場所は？

子育て調査の帰り道、街を歩いていた時に、気づいた事がある。街に子どもたちが見あたらない。時間は夕方前、一昔前であれば小学校の終わった子どもたちが、街を歩き・自転車に乗って、遊びに出かけていく姿を見てもおかしくない時間だ。なのにしばらく歩いても、あたりを見回しても、ほとんど遊びに出かける子どもたちと出会うことはなかった。目につくのは、塾に出かけようとしているリュックを背負った子どもたちばかりである。

塾・習い事・クラブ活動、今の子どもたちは何かと忙しいというが、そのような放課後の課外活動を行っていない子どもや、低学年の子どもたちは一体どこにいたのだろうか。恐らくそれは「壁の向こう」だ。治安の悪化が叫ばれる中、子どもたちは安全な自宅や学校・児童クラブ等の施設の中で放課後を過ごすことが多くなっているように思う。

この現状は放課後の子どもたちの居場所づくりを目指して行われてきた一連の政策がしっかりと生活の中に根を下ろしている証拠であるとも考えられる。親の就労を助け、子どもの安全を確保する意味で、これまでの居場所づくり政策に大きな意味があった事は疑いようがない。しかし一方で、本来ならば年齢に従って拡大する子どもたちの行動範囲や社交の範囲を限定し、地域の人々に子どもたちの姿を見えにくくしてはいないだろうか。

子どもを守るための「家」にあたる場所に加えて、子どもが地域と接するための境界の曖昧な「縁側」に相当する場所が、こどもの居場所として必要だと考えられる。今以上に地域の力を子どもたちのために引き出すためには、学校や児童館・公園など様々な公的施設の位置づけを体系的に整理し、有効活用していく必要があるのではないだろうか。

(政策研究室 天笠 邦一)

環境税にご用心2

ネタに困って過去の本紙をひもといてみた。2007年10月の筆者記事が「環境税にご用心」であった。これは、世論の高まりに乗じて環境税の体をなさないものが「環境税」として導入されることに危機感を示したものである。あれから1年・・・。

斉藤環境大臣が10月17日の記者会見で、「二酸化炭素排出に課税する環境税構想について、「新税として増税になる形で認めていただくことは難しい状況」と述べ、税収が中立する形での導入を目指す考えを示した。その上で、一般財源化する道路特定財源の暫定税率を維持したまま環境税に衣替えすることが「有力な一つの道筋」と強調した。」とのことである。

結論が出ていないから「一つの道筋」なのであろうが、自動車ユーザーのみが環境税を負うのか、一般財源化したものをまた環境という特定の政策の財源とするのか、「厳しい状況」にもかかわらず、住民税の超過課税によって、神奈川県を含めて多くの県では森林・水源環境税が導入されていることは、どのように考えるのか、・・・等々議論は多そうだ。

この「衣替え環境税」と「森林・水源環境税」の共通の問題点は、「従来の暫定税率と同じ」とか「市県民税と同時」ということで、何税をいくら負担しているのか非常にわかりづらいことである。これらの環境税は、排出抑制というよりは特定事業の財源とするためのものであるが、この認識がないと、税収で実施される特定事業への関心も呼ばないのではないかと。(政策研究室 其田 茂樹)

■ 書籍紹介

牧野富夫・村上英吾編『格差と貧困がわかる 20 講』明石書店、2008 年

- イントロダクション 橋木俊詔
- 第1講 男女の働き方に見る現代の貧困 禿あや美
- 第2講 女性問題としての高齢者の格差と貧困 横山道史
- 第3講 地域間格差の現状と「都市再生」 宮崎雅人
- 第4講 貧困・低所得問題と社会福祉 松本一郎
- 第5講 格差と税制 其田茂樹
- 第6講 格差社会と移住労働者問題 村上英吾
- 第7講 雇用融解の現場から 風間直樹
- 第8講 豊かな社会の貧困問題 宮坂順子
- 第9講 映画『シッコ』に学ぶ医療格差問題入門 鈴木伸
- 第10講 格差・貧困社会と障害者の自立支援 高橋道子
- 第11講 貧困家庭の子育て・子育て 鳥山まどか
- 第12講 「格差」是認の政策潮流の源流 宮崎礼二
- 第13講 アメリカにおける経済格差と労働市場 本田浩邦
- 第14講 EUにおける格差と貧困 稲葉奈々子
- 第15講 アジアにおける格差と貧困 五石敬路
- 第16講 雇用の未来は明るいのか 小笠原祐子
- 第17講 みんなが笑顔で働ける社会をめざして 伊藤圭一
- 第18講 「格差社会」にどう立ち向かうか 牧野富夫
- 第19講 自由と平等はいかにして両立するか 金子勝
- 第20講 格差と貧困をなくすために私たちにできること 湯浅誠



本書は、大学生向けの総合講座をもとにして刊行されている。タイトルが「20 講」となっているのは、そのためである。本書の特徴は、多様な執筆者がそれぞれの立場から自由に「格差と貧困」問題を論じていることである。各講のタイトルと執筆者は上の囲みをご参照いただきたい。執筆者の多くは研究者であるが、その研究対象や専攻は多岐にわたっているし、研究者以外では NPO 活動等を通じて格差の現実を目の当たりにしている立場からの論考が収められている。逆に言えば、格差や貧困を批判的にとらえつつも、本書を通して、それらをどのように考え、また、どのような対策が考えられ得るか等についての結論は、必ずしもひとつに集約することを求めているのではないのである。

各講はコンパクトにまとめられ、いかにも論文調の文章表現は極力廃して読みやすくつづられている。さらに、より詳しく学びたい人のための文献も紹介されているので、本書を通読して格差社会の「いま」や「これから」、「現場から」や「世界から」みた格差と貧困の現状を幅広く知ることもできるし、興味深い話題を取り上げている「講」からそのテーマについてさらに詳しく学んでいくための情報を得ることができると思われる。

(政策研究室 天笠 邦一)

諸事情により、10月号の発行が大幅に遅延したことをおわび申し上げます。

藤沢市政策研究室
ニュースレター
Vol. 35 / 2008 年 10 月発行

編集・発行 : 経営企画課 政策研究室 (本館 2 階)
TEL : (内線) 2173 (直通) 0466 - 50 - 3517
E-mail : research@city.fujisawa.kanagawa.jp

藤沢市政策研究室ニュースレターは、地方自治に関する最新の情報や政策動向を伝えるため、職員向けに毎月発行しています。掲載した内容は、研究員の個人的な見解です。